

災害時における施設使用等に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と三条警察署（以下「乙」という。）は、洪水その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）で三条警察署庁舎が機能不全又はそのおそれがあるときにおいて、乙が甲の管理する施設を警察活動の拠点等として使用すること及び災害時の甲乙相互の協力に関することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において迅速かつ適切に緊急対策を実施するため、甲の乙に対する施設提供及び甲乙相互の協力について定め、もって住民の身体・生命・財産の保護及び地域の安全・安心に寄与することを目的とする。

（運用の基本）

第2条 本協定の運用は、甲乙相互の理解による信頼と協力関係を基本とし、目的達成のため平素から情報交換を行うなど緊密な連携を図るものとする。

2 本協定は、甲乙相互の任意協力の下に運用するものであり、甲乙間における特別な権利又は義務等を生じさせるものではなく、施設使用及び相互協力の詳細は必要に応じて甲及び乙が事前に協議の上、決定するものとする。

（施設使用と相互協力事項）

第3条 甲は、災害時において乙の施設が被災し機能不全となった場合又はその他警察活動に必要な場合、三条市役所三条庁舎又は甲が指定する施設（以下これらを「当該施設」という。）を警察活動の拠点として乙に提供する。

2 乙は、前項について甲に協力要請をする場合、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

3 第1項における乙による当該施設の使用に伴う費用は無償とする。なお、乙は、当該施設の使用が終了した後、当該施設を原状に回復させる。

4 甲及び乙は、次に掲げる事項について、災害時において特に相互協力を行うものとする。

- (1) 人命救助及び住民の避難や保護に係る情報並びに被災情報の共有に関すること。
- (2) 災害対策（警戒）本部の設置運営に関すること。
- (3) 立入禁止、通行禁止措置等の交通対策に関すること。
- (4) 災害等に便乗した各種犯罪対策及び防犯活動に関すること。
- (5) 行方不明者の調査、搜索及び検視に関すること。

（合同防災訓練の実施）

第4条 甲及び乙は、当該施設の使用に係る訓練を含む合同防災訓練を定期的実施するものとする。

(秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づいて行われた活動等において知り得た個人情報等を、関係する者以外の第三者に漏らしてはならない。

(連絡体制)

第6条 甲及び乙は、平時から相互に連絡を取り合うための連絡責任者及び担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先や連絡手段等を互いに通知する。この場合において、これらの事項に変更があったときは、速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第7条 本協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたとき若しくは本協定の内容を変更する必要があるときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する3か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の意思表示が無い限り、期間満了の翌日から1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年2月20日

甲 新潟県三条市旭町二丁目3番1号
三条市長

滝 沢 亮

乙 新潟県三条市旭町二丁目12番13号
三条警察署長

中 川 健 市